

令和6年度

社会福祉法人三島市社会福祉協議会事業計画

I 基本理念

「人と人、人と地域が福祉でつながり 地域力の発展へとつなげていくまち」

現在、少子・高齢社会が急激に進むなか、家族形態や地域社会が大きく変化し続けています。

依然として進む核家族化や、生活様式の多様化などにより地域における相互扶助のかかわりが希薄になっている今日、さらに未だに収束の見通しが出来ない新型コロナウイルス感染症の新たな感染拡大や、海外に目を向けても戦争状態や紛争などの国際問題が大きな影響を与えています。このような経済状況を反映して世界的な物価上昇などが起こり、物理的分断や心理的分断も生じるなど、地域で生活をしていく上でさらにさまざまな問題が起きています。

若年層に目を向ければ教育機関を修了した後、社会との関わりが途切れてしまうケースや年齢に見合わない重い責任や負担を背負っているヤングケアラー、引っ越しなどを機に新たな地域で障がいのある方がいる家庭や高齢者世帯などが孤立してしまうケースなど、様々な福祉課題(ニーズ)が潜在化する傾向にあるなか、社会全体として誰も取り残さず、すべての人が社会や地域で安心できる居場所を見いだし、ウェルビーイング(肉体的、精神的、社会的に、すべてに満たされた状態)を高めつつ、尊厳を持って、自分らしく参加、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。

本会では、「第4次三島市地域福祉活動計画」に掲げられた事業を着実に実施していくことはもとより、社協活動においても多彩なデジタル技術を活用するなどデジタル化を推進し効率化を図るとともに、広く市民のみなさまにご理解を頂き多くの方々に参加・協力して頂けるよう分かりやすい情報発信に努め、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられた社会福祉協議会として、「公共性」と民間組織としての「自主性」という2つの側面を併せ持つ組織力を活かし、地域住民やボランティアをはじめとする地域関係者、当事者やご家族、多様な分野の専門機関や専門職など、フォーマル・インフォーマルを含めた多分野・多機関と連携・協働し、地域共生社会の実現に向け邁進してまいります。

法律上の位置づけ（社会福祉法第 109 条）

地域福祉の推進を目的として社会福祉協議会は以下の事業を実施する

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉協議会活動の 5 つの原則

1	住民ニーズ基本の原則	調査や住民の要望、福祉課題把握に努め、住民のニーズに基づく活動を基本にすすめます。
2	住民活動主体の原則	住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織（地区社会福祉協議会）を基盤として活動をすすめます。
3	民間性の原則	民間組織らしく、開拓性、即応性、柔軟性を生かした活動をすすめます。
4	公私協働の原則	社会福祉、保健・医療、教育、労働等行政機関や民間団体との連携をはかり、行政と住民組織との協働による活動をすすめます。
5	専門性の原則	住民活動の組織化、ニーズの把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、民間福祉の専門性を生かした活動をすすめます。

II 重点項目

1 地域福祉活動計画（令和3年度～令和7年度）の推進

行政計画である「第4次地域福祉計画」に基づき、時代の要請に応じた新たな地域福祉の取組を進めるため、具体的な活動指針を示した「第4次地域福祉活動計画」の推進を担う中核的な機関として、地域住民をはじめ、福祉関係団体や行政などと協働しながら、地域に存在する福祉課題の解決を図るなど、誰もが自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域共生社会の実現を目指します。

2 福祉に関する意識の醸成

地域福祉づくりへの主体的な市民参加を促すため、より多くの市民が福祉への関心や理解を深め、お互いを思いやり、支え合う福祉の心を育ていけるよう、学校や地域における福祉教育の充実や広報・啓発活動の充実などを通じて、福祉に関する意識の醸成を図ります。

3 地域の担い手づくりとネットワーク

地域における活発な福祉ネットワークの構築に向け、身近な地域での「見守り」「声かけ」などをはじめとした福祉の担い手の育成や顔が見える関係づくりに向けた居場所活動の支援、また多様な団体・機関と地域が結びつき連携・協働に発展していく機会の創出など、地域の担い手づくりとネットワークづくりに取り組みます。

4 分野を横断した相談支援体制づくり

総合的で包括的な支援体制の整備に向け、地域で複雑な困りごとや悩みごとを抱える個人や家族に対して、相談しやすい環境と適切な関係機関等につなげる連携体制を整えるなど、分野を横断した相談支援体制づくりに取り組みます。

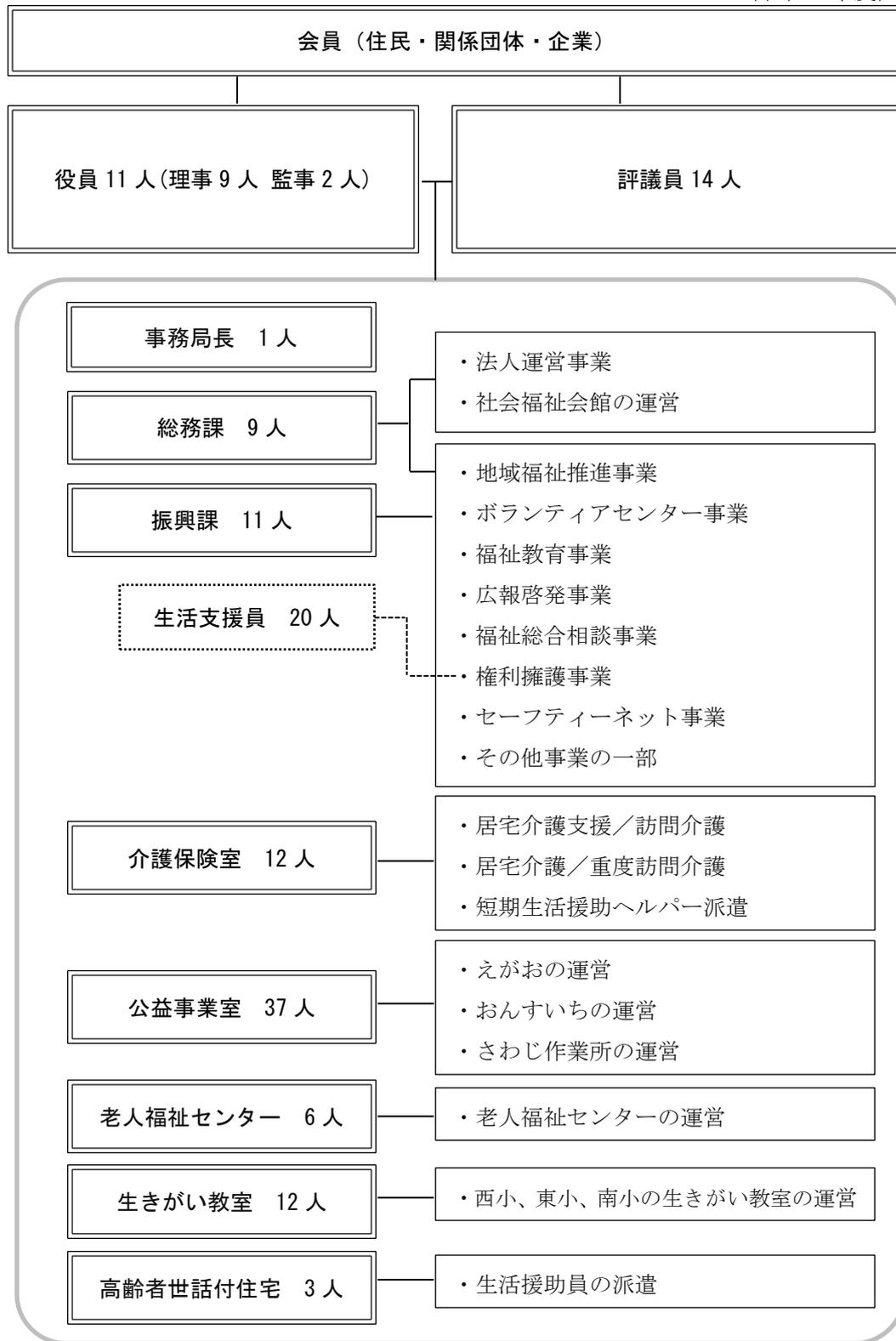
5 権利擁護体制の構築

三島市より三島市成年後見制度利用促進中核機関業務（三島市成年後見支援センター業務）を受託し、権利擁護支援を必要な方が早期に発見され適切な支援につながるよう、法律・医療をはじめ金融機関や地域関係団体等と連携体制を構築していきます。また、制度に関する普及啓発の強化や市民後見人の育成等をとおして、制度に対する関心を高めるとともに、相談窓口の設置による、制度の利用しやすい環境づくりに取り組みます。

Ⅲ 組織構成と事業体系図

三島市社会福祉協議会は昭和 26 年に設立し、昭和 44 年に法人としての認可を受け、以後、本会の目的に賛同する会員の増強を図る中で、次の組織で活動しています。

(令和 6 年度)



IV 実施計画

1 地域福祉推進事業

地域福祉活動は、縦割りの制度の狭間にうもれた人々を横断的なネットワークで支え合う活動です。この横断的なネットワークの中には、専門職による「相談・支援」だけではなく、その人に寄り添う近隣の人たちの福祉の力、そして、その人の課題を地域の課題として気づき、「この人をなんとかしたい」という近隣の人たちの思いや動きが必要不可欠です。地域で多種多様な生活課題を抱える住民を排除せず、同じ住民として受け入れ、どう支援していくか、「ともに生きる社会づくり」を目的として、高齢者の孤立の防止をはじめ、地域におけるあらたな支え合いの構築を目指していくため、本事業を実施します。

(1) 居場所・サロン活動の推進

身近な地域の居場所づくりの立ち上げ・継続のアドバイス、居場所・サロン連絡会の開催、運営費の補助などを行うほか、活動状況を把握し、周知をもって地域住民の参加を促すなど、地域における顔の見える関係づくりや互助の振興を目的に、居場所・サロン活動の取組を推進します。

(2) 世代間交流の推進

身近な地域の居場所・サロンを中心に、子どもから高齢者まで、ふれあう機会が少ない者同士が文化、運動などを通じた交流活動を行い、世代をこえた地域ネットワークへと発展させていきます。

(3) 小地域ネットワーク活動の推進

身近な地域の居場所・サロン活動等から、支援が必要な人への声掛けや援助活動に発展していけるよう、小地域における支え合いのネットワークを構築していきます。

(4) 福祉ニーズの把握

福祉ニーズに基づく活動を進めるため、地域住民の要望、福祉課題、社会資源等について、各種会議への出席やアンケート調査を用いて把握し、課題解決のための方法について調査・研究を行います。

(5) 地域支え合い会議の開催

地域住民とともに地域の課題を把握・共有し、解決に向けた話し合いを通して、地域における助け合い・支え合いの体制を構築していきます。

(6) 福祉の担い手等の養成

住民が主体となって地域福祉活動を進めていけるよう、福祉ニーズに基づいた、福祉の担い手養成に取り組みます。

(7) 法人間連携推進会議の開催

福祉課題に対応した地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう、複数法人が参画するネットワークを構築し、当該参画法人が持つそれぞれの強みを活かすことを通じて、福祉課題等の解決に向けた協働による取り組みを推進します。

(8) 課題解決に向けた研究・開発及びモデル事業の実施

地域住民をはじめ、多様な機関と連携し、福祉課題等の解決に向けた研究・開発に努めるほか、モデル事業の実施を通して、地域課題の解決力の強化を図ります。

(9) 当事者組織の立ち上げ

各事業において把握した課題や寄せられる相談等から、悩みをもつ当事者が地域に孤立していないか、悩みを共有する場を必要としていないかなどのニーズを基に、当事者に係る関係機関と連携して、当事者同士がつながることのできる組織の立ち上げを目指します。

(10) 生活支援コーディネーター業務の推進

生活支援の担い手の養成、社会資源の発掘、新しいサービスの開発、福祉ネットワークの構築など、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進します。

2 ボランティアセンター事業

ボランティアとは、誰もが安心して幸せに暮らせる福祉のまちづくりのために、自分にできることを自ら進んで行う活動です。本事業は、住民のボランティアに関する理解と関心を深めるとともに、ボランティアの育成や活動の支援をもって、地域福祉の増進に資することを目的に実施します。

(1) ボランティア相談

相談窓口をボランティアセンター事業機能の一つとして、ボランティアに関する相談を広く受け止め、内容に応じてコーディネート機能、活動支援機能等につなぐ等の支援をします。

(2) ボランティア登録

ボランティア（個人・グループ）に関する情報を整理し、効果的な情報発信やボランティアコーディネートなどに活用するため、ボランティア登録の受付を行います。

(3) ボランティアコーディネート

ボランティアと求める側との関係調整及び目的の合致（寄付物品を含む）、福祉ニーズに応じた新たなボランティアグループの立ち上げなどを行います。また、ボランティア活動希望者が活動に結びつくように、新たな活動を開拓し、活動先のルートの確保に努めます。

(4) ボランティアグループ活動支援

グループの活動を紹介し、一緒に活動する仲間を募るほか、グループの内容に応じた講座等を開催し後継者を育成するなど、活動が存続するように支援します。また、立ち上げ間もないグループが安定した活動に至るまでの間、事務局的な機能の補助を行うなど運営を支援します。

(5) ボランティアグループ等事業費補助

住民主体による福祉活動の支援及び地域福祉向上に資するため、ボランティアグループが実施する公益的な活動や児童青少年健全育成に取り組む団体が実施する事業について、経費の一部を補助します。

(6) 三島市ボランティア連絡協議会の運営

登録したボランティア（個人・グループ）の中で、相互の交流・連携を深めることに賛同した有志の集まりである、三島市ボランティア連絡協議会の事務局を担い、会員とともに市内のボランティア活動を推進します。

(7) ボランティア入門講座

仕事を退職した方、子育てが落ち着いた方、学生の方など、各世代が興味をもち、かつ参加しやすい内容の講座を市内各地で実施し、気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりとして取り組みます。

(8) ボランティア保険窓口業務

ボランティア活動中の事故によるケガや、損害賠償責任を補償するボランティア活動保険のほか、地域福祉活動等の行事における、主催者や参加者のケガ等を補償するボランティア行事用保険等の加入手続きに関する窓口業務を行います。

(9) 社会貢献に取り組む企業の発掘・支援

企業や地域社会などの垣根を越えた協働活動を通じて、企業・地域社会が相互理解を深め、よりよい社会の実現、よりよい社会貢献の在り方について考える機会の提供に努めます。

(10) 災害ボランティアセンターの運営訓練

三島市と締結した協定書に基づき行政と社協が連携し、災害時のボランティア受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う災害ボランティアセンターを、速やかに設置できるよう運営訓練を実施します。

(11) 災害ボランティアセンター運営マニュアルの定期的な見直し

三島市地域防災計画に基づき、災害ボランティアセンターの円滑な運営と、的確な被災者支援を図るために作成したマニュアル（令和元年度作成）について、行政及びボランティアとともに定期的に見直しを行います。

(12) 災害ボランティアコーディネーター活動支援

災害ボランティアセンターの運営・コーディネートを担うこととなる災害ボランティアコーディネーターへの技術指導等の支援を行います。

(13) 災害ボランティアコーディネーター養成講座

災害ボランティア希望者と被災者ニーズを結びつける災害ボランティアコーディネーターを養成し、市内における災害ボランティア受入体制の整備を図ります。

3 福祉教育事業

福祉教育は、地域福祉についての関心と理解を深め、主体的な参加と協働を促すことを目的とする教育活動です。みんなが幸せに生活ができ、暮らしやすい社会をつくるために、自分にできることを一人ひとりが主体的に考え、行動する力を育めるよう、取り組みを推進します。

(1) 学校における福祉教育の実施

地域で、誰もが幸せに暮らしていくためには何をしたらいいか。ふだんの暮らしの中の生活課題を解決していくためにはどのようにすればいいか。生活課題から福祉課題に気づき、そのことをさまざまな人とともに考え、実際に行動するための力を育む福祉教育プログラムの実践を行います。また、講師とは別に、体験プログラムの補助員として、市民より福祉教育サポーターを募り、市民が福祉に関わる機会を増やします。

(2) 講師連絡会の開催

地域で暮らす障がいのある方やボランティア団体に、福祉教育の講師としてご登録いただき、福祉教育活動の担い手として活躍していただきます。活動の充実を図るため、登録講師で構成される講師連絡会を開催するほか、登録講師の増員を図ります。

(3) 福祉教育メニューの紹介

学校や地域住民等が、福祉教育を取り入れやすくするため、登録講師やプログラムの紹介、福祉教材の提供等について、明確化した福祉教育メニューを紹介します。

(4) 市民等に向けた福祉啓発の実施

子どもから高齢者まで、より多くの市民に福祉への関心や理解を深めていただくことを目的とした、誰もが参加しやすく、気軽に福祉を考えることができる催事の開催や広報啓発を行います。

4 広報啓発事業

住民の福祉への関心・理解の促進、参加を高める意識づくりを目的に、社協が取り組んでいる事業活動の紹介、報告、催事の案内等をするとともに、地域の居場所・サロンやボランティア団体等の多くの関係者の活動を紹介するなど、幅広い福祉関係情報を提供します。

(1) 社協だより「はつらつ」の発行

社協を知っていただく情報ツールとして、事業活動の紹介を行うとともに、市民や企業、各種団体などの福祉活動の取り組みを紹介するなど、市民とともに作り上げていく広報紙を目指します。また、関係機関と連携を図り、福祉情報の効果的な提供に努めます。

(2) ホームページの運営

インターネットを通じて、福祉関係情報の収集、各種様式のダウンロードなどができるようにホームページを運営します。また、見やすく親しみやすいホームページになるよう、掲載内容を見直すほか、SNS 等と連携させた情報を発信します。

(3) 社会福祉大会の開催

社会福祉の発展に寄与された方々を表彰し感謝の意を表すとともに、福祉意識の高揚を図ります。また、より多くの住民に福祉について考え理解してもらうきっかけづくりとして、福祉講演会と併せて実施をしていきます。

(4) 地域福祉活動計画の周知

第4次地域福祉計画と連携して、具体的に地域福祉活動に取り組む指針となる本計画の周知が進むように、各種講座等の開催時に地域福祉活動計画に関するアンケートを実施し、計画の概要版を配布するなど、定期的な周知に努めます。

(5) 各種福祉週間の啓発

5月5日～5月11日の児童福祉週間、9月15日～9月21日の老人福祉週間、12月3日～12月9日の障害者週間など、それぞれの週間にポスターやのぼり旗を掲示するなど啓発活動を行い周知に努めます。

5 福祉総合相談事業

住民の暮らしの中のあらゆる相談に応じるとともに、関係機関との連携や福祉サービスにつなげるなど、適切な援助や助言を行い課題解決に向けた取り組みを行うことを目的に本事業を実施します。

日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業、介護保険事業やボランティアセンター事業等の実績を活かし、相談・支援への取り組みを一層強化するほか、制度・事業・分野を問わず多様な生活課題に対応する相談員を配置します。

(1) 福祉総合相談

個人や家族の方からの相談に対応するほか、地域のさまざまな団体・組織からの、福祉・生活に関わるあらゆる相談を受け止め、市社協がもつ各種ツールにつなぐほか、行政や関係機関、地域の居場所などと連携して、さらなる総合的かつ包括的な支援となるような相談・援助を進めます。

6 権利擁護事業

権利擁護とは、読んで字のごとく「権利」を「護る」ということですが、ここでいう権利とは、自分のことを自分で決める（自己決定）、人生を主体的に生きる（自己実現）という権利です。認知症等により判断力が低下している場合など、権利が無視・侵害されることが少なくありません。本事業では、そうした方々の自己決定や自己実現の権利が守られるようにするための支援を行います。

(1) 日常生活自立支援事業の実施

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、市社協職員である「専門員」と、専門研修を受けた「生活支援員」が福祉サービスの利用援助等を行います。

(2) 日常生活自立支援事業生活支援員の確保

今後の需要増加に対応できるよう「生活支援員」の養成を行い、生活支援員の確保に努めます。

(3) 法人後見事業の実施

法人として成年後見人等を受任し、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、財産管理及び身上監護に関する契約など、法律行為全般を行います。また、市民後見人の後見業務を監督する後見監督人も行います。

(4) 法人後見支援員の確保

後見業務の新たな担い手である市民後見人の誕生を目指し、市民後見人養成研修修了者を対象に、市社協が行う法人後見の支援員として活動してもらいます。

(5) 三島市成年後見支援センターの運営

成年後見制度の利用促進を目的に、成年後見支援センターを運営します。関係機関による連携ネットワークを構築し、円滑かつ適切な権利擁護支援を行うための体制づくりに取り組みます。

(6) 成年後見制度に関する相談窓口の設置

相談しやすい環境を整備するために、成年後見支援センター職員が対応する一般相談窓口と、弁護士と司法書士の法律職が対応する専門相談窓口を設置します。

(7) 市民後見人育成に関わる講座等の開催

市民感覚を活かしたきめ細かな後見活動と、地域における支え合い活動に、主体的に参画する人材を育成するため、関係講座等を開催します。

7 セーフティネット事業

人は生きていく上でいろいろな生活課題や困難、トラブルに直面します。就学、就職、結婚、出産、育児などのさまざまな出来事（ライフイベント）は、生活の変化を伴い、ときにリスクをもたらします。また、予期せぬ病気、失業、事故や災害、犯罪被害、あるいは人間関係や虐待をはじめとする家族関係の不全など、個人の力では予防や解決ができないことも起こります。そうしたリスクを社会全体で分かち合うことが必要であり、いざというときを支えるのがセーフティネット事業です。

生活困窮者自立支援法による相談機関との連携はもとより、民生委員・児童委員や福祉事務所、ハローワーク等の関係機関と連携し、既存の制度では対応できない狭間の福祉ニーズに対する相談・支援を実施します。

(1) 生活福祉資金貸付

低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援します。

(2) 生活一時扶助金

生活保護に至らず生活福祉資金の貸付条件も満たさないもの手持ち金がなく、また、解雇・病気等の理由により給料日や年金支給日等までに生計の維持が困難となった場合のつなぎ生活費として、年1回10,000円を限度に扶助します。

(3) 食糧支援

生活困窮者等に対して、フードバンクふじのくにより取り寄せた食糧や、市民から寄付していただいた食糧等を提供して支援します。自立支援につながるよう、2週間ごとの相談援助日を設け、生活状況をうかがいながら提供していきます。

(4) 歳末見舞金の贈呈

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする世帯が地域で安心して暮らすことができるよう、市民から寄せられた歳末たすけあい募金を活用し、見舞金の贈呈を通して支援します。※生活保護世帯を除く

8 法人運営事業

法人組織としての適切な運営を中心的に担い、財務管理や労務、人事管理も含めた各部門の総合的な調整などの組織管理（マネジメント）を行うとともに、理事・評議員等と連携して、中長期的な観点から将来的な組織運営のあり方を構築・計画していきます。

コスト把握の上に立った中長期的な計画の中で、継続的に適切な事業評価を実施し、自主財源である会費や寄付金に関しても、市民や企業への一層の理解と協力をお願いしながら安定的な財務運営に努め、財務諸表等の情報公開を実施するとともに、社協が実施している活動を広報誌等で積極的に発信し、地域住民に広く活動を周知します。

また、計画的な職員採用や人材育成を念頭に置いた職員配置、研修会等への参加を促進し、法令遵守や不祥事防止の徹底及び事業運営の透明性の向上に努めるなど、職員のスキルアップや意識改革を行います。

(1) 組織運営のための会議等の開催

本会の定款に基づき、法人運営に必要な「理事会」、「評議員会」、「監事監査」を開催します。

(2) 社会福祉振興基金等の運用

長寿社会に向けた在宅福祉の向上、健康づくり、ボランティア活動の活性化を推進する事業等を実施するため、基金等の安全かつ効率的な運用を図ります。

(3) 寄付文化の醸成に向けた取り組み

「寄付をする」という思いや行為が地域福祉の推進に大きな役割を果たし、助けあい活動として循環していることを広く啓発し、その活用実績等を周知することで、潜在的な寄付希望者が寄付しやすい環境整備に努めます。

(4) 会員の増強

住民会員制度は、地域社会で住民主体の福祉活動を実現するうえでの根幹であると同時に、本会の事業・運営が地域住民の参加・協力・支持によって進められるために必要な基本的制度であるため、一般会員の皆様にご理解いただき、本会の趣旨・目的に賛同を得られるよう努めます。また、賛助会員の増強を図ります。

(5) 職員育成の強化

静岡県社会福祉協議会等が開催する経験と階層に応じた研修、法令遵守(コンプライアンス)研修、会計・経理事務研修、職種に応じた専門研修会等への参加により、職員のスキルアップや意識改革、資格取得を促進します。

(6) 適切な人員配置と労務管理

基準に基づく有資格者の適切な配置とともに、業務内容を踏まえた必要な人員配置を進め、事務事業において効率的な職員体制の整備を行います。また、ストレスチェックを実施するなど働きやすい職場環境を整備するとともに、各種法令等を遵守した適切な労務管理に努めます。

(7) 個人情報保護

個人情報個人が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取扱われるべきものであることに鑑み、本会が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関して必要な事項を定めた個人情報保護規程等に基づき、個人の権利利益を保護します。

(8) 苦情処理解決第三者委員

本会の福祉サービスに対する苦情について、苦情処理解決第三者委員（民生委員児童委員、社会福祉事業関係者、市内に居住又は通勤する知識経験を有する者）を設け、円滑かつ円満に苦情の解決を行います。

9 指定事業所の運営

利用者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるように、介護保険法に基づく介護保険事業所と障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所について、利用者本位を基本とし、サービスの質の向上に努めながら適切な事業運営を行います。

■介護保険法指定

(1) 居宅介護支援

介護が必要となり介護保険制度を利用するには、要介護認定に基づいたケアプランの作成が必要になります。そのためのご相談やケアプランの作成を行います。

(2) 訪問介護・総合事業訪問介護・訪問型サービスA

介護を必要とされる方のご自宅にホームヘルパーがお伺いして、家事援助や身体介護等の日常生活をお手伝いし、住み慣れたご自宅での生活をサポートします。

■障害者総合支援法指定

(3) 居宅介護

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者をご家庭で介護や家事の手助けが必要なとき、ホームヘルパーがご自宅を訪問し、入浴・体位交換などの身体介護や、調理・洗濯などの家事援助及び外出時における介護などを行います。

(4) 重度訪問介護

重度の身体障がい者をご家庭で介護や家事の手助けが必要なとき、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・体位交換などの身体介護や、調理・洗濯などの家事援助などを行います。

(5) 指定生活介護事業所「えがお」の運営

利用定員 さくら班 20 名／現利用者数 18 名

(主に知的障がいのある方)

すぎな班 20 名／現利用者数 21 名

(主に知的・身体共に重度の障がいのある方)

活動内容

日常生活の維持向上、健康支援、社会参加の機会などを提供し支援する事で、ご本人らしい生活が送れるようサポートを行います。

利用者の状況に合わせた 2 班に分けて活動を行います。

■ さくら班

食品製造(パウンドケーキ・クッキーなど)、自主製品づくり(七宝焼き・縫製品ほか)、リサイクル活動(古紙・アルミ缶等の回収・潰しほか)など。

■ すぎな班

日常生活支援(食事介護・排泄介護・入浴介護)、機能訓練、健康づくり支援、社会参加支援など。

(6) 指定生活介護事業所「おんすいち」の運営

利用定員 20 名／現利用者数 22 名

活動内容

日常生活・社会生活能力の維持向上、健康管理、社会参加機会の提供などを支援し、活動として、クッキー・スコーンなどの食品製造、ビーズ・ステンシル・マットなどの自主製品づくり、リサイクル回収、販売などを行います。

また、ボランティア・実習生・見学者などの受入れや地域交流・地域活動への参加などにより、地域と繋がる・地域に開けた事業運営を図ります。

(7) 指定就労継続支援 B 型事業所「さわじ作業所」の運営

利用定員 20 名／現利用者数 26 名

活動内容

就労・生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練などを支援し、活動として、木工製品、UV プリンター・レーザー加工機を活用したオリジナル製品づくり、リサイクル回収、下請け作業等を行います。

三島市障がい者就労支援きょうどう隊に加盟し、三島市保健センターの清掃請負作業等(月 10 回程度)、三島市就労支援きょうどう隊が運営する店「すてっぷ」での販売活動等に共同で参加します。

■その他

(8) 短期生活援助事業におけるヘルパー派遣

急な傷病により家事や身の周りの片づけの援助が必要な人に、一時的にヘルパーを派遣する短期生活援助事業（三島市実施）において、本会ヘルパーが利用者宅を訪問し支援します。

10 受託施設の運営及びその他事業

(1) 社会福社会館の運営（指定管理者）

社会福社会館は、社会福祉事業の振興と市民の福祉活動の育成発展を図るための施設であり、福祉情報の発信基地として、また、情報交換の場として、市民が利用しやすい会館を目指します。

令和6年度から5年間、改めて三島市より指定管理者として指定を受けましたので、引き続き、利用者の安全に十分配慮し、快適で清潔感のある施設となるよう努めます。

各種申請手続きの簡素化やデジタル化を推進するなど利便性の向上を図るほか、引き続き、利用者にアンケート調査等を実施し、更なるサービスの向上に努めます。

(2) 老人福祉センターの運営（指定管理者）

老人福祉センターは、三島市に居住する60歳以上の高齢者に健康で明るく生きがいのある生活を送っていただくことを目的に各種相談業務の実施、健康増進や教養講座の開催、レクリエーションの場の提供をしています。

令和5年度から5年間、三島市から指定管理者として指定を受けておりますので、「管理運営に関する事業計画書」に基づき、高齢者の方々が生きがいを持って暮らせるよう健康づくりや各種教養講座を開催するとともに、看護師による各種相談業務を行っていきます。

また、入浴・休憩場所、マッサージ機の提供に加え、ヘルストロンやカラオケ等人気のあるサービスの提供を継続していきます。

施設の管理運営については、令和5年度から始まった市の公共施設包括管理委託事業に基づき関係機関と連携を図り、限られた予算の中で最大の効果を上げるよう施設の維持管理に努めていきます。

コロナウイルス感染症で減少した利用者数も令和5年度から徐々に回復しているため、引き続き、サーマルカメラによる体温測定等利用者の安全に十分配慮し、施設の目的達成に向けた適切なサービスの向上に努めます。

(3) 三島市共同募金会としての共同募金業務

社会福祉法人静岡県共同募金会の三島市の窓口として三島市共同募金委員会を組織し、運営委員会の開催をはじめ年間を通して共同募金運動に協力します。

(4) 助成支援事業

地域住民の抱える課題解消に向けた相談援助活動、地域の各種機関・団体と連携をしながら子どもの発達にとって不可欠な経験を与える活動、犯罪から市民を守る活動などを推進するため、下記団体等が実施する事業等に助成します。

- ・民生委員・児童委員協議会（相談援助に必要な知識及び技術の習得費）
- ・三島市民間社会福祉施設協議会（民間社会福祉施設職員の質の向上事業）
- ・三島市子ども会連合会（子ども会フェスティバル・アウトリーダー講習会・中央球技大会）
- ・三島市小中学校連合修学旅行団体（準要保護世帯への小・中学生修学旅行費）
- ・三島地区保護司会（社会を明るくする運動） など

(5) 心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等の困難を自らの課題として認識し、心のバリアが取り除かれるよう、福祉教育事業や広報啓発事業などを通じて、心のバリアフリーの推進に取り組みます。

(6) 福祉車両・車椅子の貸し出し

在宅の外出困難な高齢者及び障がい者等の生活圏拡大と社会参加を支援すること及び体力維持向上、交流、親睦を支援し日常生活の向上を図ることを目的に実施します。

(7) 障がい者福祉施設等の連携強化

市内の障がい者支援事業所及び関係団体との連携を図るため、きょうどう隊への継続した運営支援や、水曜日に市役所玄関前で実施している授産製品販売会の開催支援など、あらゆる面での連携強化を推進します。

(8) 生きがい教室の運営

高齢者の社会的孤独感の解消、要介護状態になることの予防を目的に、三島市より運営受託している三島市立西小学校（平成12年開所）・東小学校（平成13年開所）・南小学校（平成14年開所）の3校の生きがい教室にて、心身の健康維持及び教養の向上を図る各種カリキュラムを提供します。

(9) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣

市営加茂住宅A棟で実施している「高齢者世話付住宅（令和6年2月1日現在18世帯21名居住）」に3名の生活援助員を派遣し、2交代制のシフト勤務で居住者に対する生活指導、相談、安否確認、一時的な家事援助などの生活支援を実施します。

(10) 実習生の受け入れ

社会福祉士を目指す実習生を受け入れるため、実習指導者に必要な関連知識、実習指導の意義、実習指導者としての在り方と指導方法について、養成を受けた職員を配置するほか、専門大学等の実習生を積極的に受け入れるなど、次代の福祉を担う人材育成に協力します。

(11) 三島市・静岡県・全国社会福祉協議会会長表彰者の推薦

社会福祉の向上に功労並びに功績のあった個人又は団体の方々を、三島市（社会福祉大会）・静岡県（静岡県健康福祉大会）・全国（全国社会福祉大会）とそれぞれ社会福祉協議会会長表彰候補者として順次推薦を行います。